

昭和三十八年政令第百四十六号

住宅宅地債券令

内閣は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第六項及び日本住宅公團法（昭和三十年法律第五十三号）第四十九条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（形式及び発行方法）

第一条 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、募集の方法により発行する。

第二条 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第七条の十六第二号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行する住宅宅地債券（以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。

第三条 住宅宅地債券（区分所有者団体引受住宅宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。
（債券総額払込み前の新たな住宅宅地債券の発行）

第二条 沖縄振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅宅地債券を発行することができる。

（住宅宅地債券申込証）

第三条 住宅宅地債券の募集に応じようとする者は、住宅宅地債券申込証に、その引き受けようとする住宅宅地債券の数並びにその氏名又は名称及び住所並びに主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第二条 住宅宅地債券申込証は、発行者が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一 住宅宅地債券の名称

二 住宅宅地債券の総額

三 各住宅宅地債券の金額

四 住宅宅地債券の償還の方法及び期限

五 住宅宅地債券の発行の価額

六 無記名式である旨

七 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

第三条 区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る住宅宅地債券申込証には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 区分所有者団体引受住宅宅地債券の利率

二 利息の支払の方法及び期限

（割当て）

第四条 発行者又は発行者から住宅宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅宅地債券積立者に住宅宅地債券を割り当てなければならぬ。

第二条 前項の住宅宅地債券積立者とは、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する者で一定の住宅宅地債券を引き受けこととなる者として発行者が選定したものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に關し必要な事項は、主務省令で定める。

（成立の特則）

第五条 住宅宅地債券の応募総額が住宅宅地債券の総額に達しないときでも、住宅宅地債券を成立させる旨を住宅宅地債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて住宅宅地債券の総額とする。

（債券の発行）

第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。

第二条 各債券には、第三条第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅宅地債券に記載したとき）並びに番号

（住宅宅地債券原簿）

（区分所有者団体引受住宅宅地債券に記載したとき）並びに番号

（住宅宅地債券原簿）

（区分所有者団体引受住宅宅地債券に記載したとき）並びに番号

第八条 第三条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、これらの事項及び同条第三項各号に掲げる事項）並びに番号

（区分所有者団体引受住宅宅地債券に記載したとき）並びに番号

(発行の認可)

第九条 発行者は、住宅宅地債券を発行しようとするときは、毎年度最初の募集日の一日前までに、当該年度に発行しようとする住宅宅地債券について、次に掲げる事項（区分所有者団体引受住宅宅地債券にあつては、これらの事項及び第三条第三項各号に掲げる事項）を記載した申請書を提出して、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可に係る事項により難い事情が生じたときは、その都度、変更しようとする事項を記載した申請書を提出して、変更の認可を受けなければならない。

一 住宅宅地債券の発行を必要とする理由

二 住宅宅地債券を引き受けこととなる住宅宅地債券積立者（当該年度において住宅宅地債券積立者に選定しようとする者を含む。）の数に關し、主務省令で定める事項

三 住宅宅地債券の総額

四 各住宅宅地債券の金額及び発行価額

五 住宅宅地債券の償還の方法及び期限

六 住宅宅地債券の発行に要する費用の概算額

七 第三号から第五号までに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

八 住宅宅地債券の発行の期日

九 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 作成しようとする住宅宅地債券申込証

二 住宅宅地債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
(主務大臣及び主務省令)

第十条 この政令において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市再生機構宅地債券
第一条第二項	「住宅宅地債券」	「住宅宅地債券等」
第一条第三項	「住宅宅地債券」（）	「沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券」（）
第二条（見出しを含む。）、第三条第二項、第七条第一号から第五号まで、第六条第七条第一号から第八号まで、第六条第七条第一号、第八条第二項第一号及び第二号、第九条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号	「住宅宅地債券」（）	「住宅宅地債券等」
第二条	沖縄振興開発金融公庫	
第三条の見出し、同条第二項及び第三項、第五条、第八条第一項、第四条第一項、第五条、第八条第二項第四号	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構
第五条、第九条第一項第一号	住宅宅地債券申込証	住宅宅地債券申込証等
第三条第一項、第四条第一項、第五条、第八条第二項第四号	住宅宅地債券の	住宅宅地債券等の
第三条第一項	住宅宅地債券申込証	住宅宅地債券申込証又は宅地債券申込証（以下「住宅宅地債券申込証等」という。）
第四条第一項	住宅宅地債券積立者に住宅宅地債券を	券にあつては独立行政法人都市再生機構に係る宅地債券積立者に、住宅宅地債券等をものとし
第四条第二項		ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に係る部分を除く。）の規定による特別の取扱い又は新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第六条中独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）附則第三十五条の規定により読み替えて適用する新住宅市街地開発法施行令第五条第二号に係る部分の規定の適用を受けることを希望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けこととなる者として発行者が選定したものとし
住宅宅地債券積立者に關し		望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けこととなる者として発行者が選定したものとし
住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者に關し		望する者で、一定の都市再生機構宅地債券を引き受けこととなる者として発行者が選定したものとし

第五条、第九条第一項	住宅宅地債券を	住宅宅地債券等を
第八条の見出し、同条第二項	住宅宅地債券原簿	住宅宅地債券原簿及び宅地債券原簿
第八条第一項	住宅宅地債券原簿を、独立行政法人都市再生機構にあつては宅地債券原簿	沖縄振興開発金融公庫にあつては住宅宅地債券原簿を、独立行政法人都市再生機構にあつては宅地債券原簿
第九条第一項	住宅宅地債券について	住宅宅地債券等について
第九条第一項第二号	住宅宅地債券積立者	住宅宅地債券積立者又は宅地債券積立者
第十一条	内閣総理大臣及び財務大臣	沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通大臣
3 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第八条の規定により住宅金融支援機構住宅宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	内閣府令・財務省令	沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令、独立行政法人都市再生機構にあつては国土交通省令
第一条第一項 第二号	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び住宅金融支援機構住宅宅地債券
第一条第二項 第二号	住宅宅地債券（宅地債券）	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第八条に規定する旧住宅宅地債券引受者（同法附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項に規定する団体であるものに限る。）が引き受けるべきものとして発行する住宅金融支援機構住宅宅地債券（）
第二条 第二項 第二号	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人住宅金融支援機構
第三条 第二項 第二号	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券積立者に	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては沖縄振興開発金融公庫に係る住宅宅地債券積立者に、住宅金融支援機構住宅宅地債券にあつては独立行政法人住宅宅地債券積立者に、
第四条 第二項 第二号	発行者が選定したもの	沖縄振興開発金融公庫が選定したもの又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第八条に規定する旧住宅宅地債券引受者
第五条 第二項 第二号	その選定	沖縄振興開発金融公庫による選定
第六条 第二項 第二号	内閣総理大臣	沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣、独立行政法人住宅金融支援機構にあつては国土交通大臣
第七条 第二項 第二号	内閣府令・財務省令	沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令、独立行政法人住宅金融支援機構にあつては国土交通省令・財務省令
附 則（昭和三九年三月三一日政令第六七号）	この政令は、日本住宅公團法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十三号）の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。	
附 則（昭和四七年五月一三日政令第一八六号）抄	（施行期日）	
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五六年八月三日政令第二六八号）抄	
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五〇年八月五日政令第二四八号）抄	
（施行期日）	（施行期日）	
第一条 この政令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和五七年四月二六日政令第一二六号）抄	
（施行期日）	（施行期日）	
第一条 この政令は、昭和五十六年十月一日から施行する。	（施行期日）	
（宅地債券及び特別住宅債券令の一部改正に伴う経過措置）		
第四条 住宅・都市整備公團法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公團が旧日本住宅公團法第四十九条第二項の規定により発行した特別住宅債券及び日本住宅公團宅地債券については、第十七条の規定による改正前の宅地債券及び特別住宅債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者は、主たる事務所に、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び宅地開發公團にあつては宅地債券原簿を、日本住宅公團にあつては」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構は、その宅地債券等原簿に係る特別住宅債券及び日本住宅公團宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」とする。		
附 則（昭和五七年四月二六日政令第一二六号）抄	（施行期日）	
1 この政令は、公布の日から施行する。	（施行期日）	
附 則（平成五年八月四日政令第二七三号）	（施行期日）	
この政令は、平成五年十月一日から施行する。	（施行期日）	
第一条 この政令は、都市基盤整備公團法（以下「公團法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。		

(住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 住宅・都市整備公団が旧公團法第五十五条第二項の規定により発行した特別住宅債券については、第二十一条の規定による改正前の住宅宅地債券、特別住宅債券及び宅地債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、「住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫」にあつては「その住宅債券及び宅地債券原簿に係る特別住宅債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」とする。

附 則 (平成二年四月一九日政令第二〇三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十七号)の施行の日(平成十二年六月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二七日政令第二五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

(住宅宅地債券及び宅地債券令の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条 都市公団が旧都市公團法第五十五条第二項の規定により発行した都市基盤整備公團宅地債券に係る宅地債券原簿については、前条の規定による改正前の住宅宅地債券及び宅地債券令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者」とあるのは「発行者(都市基盤整備公團宅地債券にあつては、独立行政法人都市再生機構)」と、「都市基盤整備公團」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、「置かなければならない」とあるのは「置かなければならない。ただし、宅地債券原簿にあつては、都市基盤整備公團宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間に限る」とする。

2 都市公団が旧都市公團法附則第十三条第一項の規定により発行した特別住宅債券に係る住宅債券原簿については、前条の規定による改正前の住宅宅地債券及び宅地債券令附則第二項の規定により読み替えて適用する同令第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「発行者」とあるのは「発行者(特別住宅債券にあつては、独立行政法人都市再生機構)」と、「都市基盤整備公團」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

附 則 (平成一七年七月二七日政令第二五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下「整備法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十一年八月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下「整備法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十一年八月一日)から施行する。

第四条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十八年八月三十日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月二三日政令第三一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(住宅宅地債券令の一部改正に伴う経過措置) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第四条 第十五条の規定による改正後の住宅宅地債券令第八条及び第八条の二の規定は、公團が旧公團法第二十七條の三第四項の規定により発行した住宅金融公庫住宅宅地債券に係る住宅宅地債券原簿及び利札の取扱いについても、適用する。この場合において、同令第八条第一項中「発行者」とあるのは「独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法第二十七條の三第四項の規定により発行された住宅金融公庫住宅宅地債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同令第八条の二第二項中「発行者」とあるのは「独立行政法人住宅金融支援機構」とする。

附 則 (平成一九年二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二四日政令第三七九号) 抄

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一六七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。